

介護予防支援・第1号介護予防支援事業重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

亀戸東長寿サポートセンターが提供する介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」という）について、利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1 亀戸東長寿サポートセンター（以下「センター」という）の概要

（1）事業所名、所在地、電話番号、介護保険指定番号及び担当地域

事業所名	亀戸東長寿サポートセンター
所在地	東京都江東区亀戸9-13-1
電話番号	03（5875）3451
介護保険指定番号	1300800149
担当地域	亀戸7丁目～亀戸9丁目

（2）職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員	1名以上（兼務）	0名	1名以上
介護予防支援等担当者	保健師等	1名以上	0名	1名以上
	主任介護支援専門員	1名以上	0名	1名以上
	社会福祉士	1名以上	0名	1名以上
	介護支援専門員	1名以上	0名	1名以上

（3）営業時間

月曜日～金曜日	午前9時～午後6時
土曜日	午前9時～午後3時

＊ 日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は、休業日

（4）事業目的

センターは、介護保険法令等に従い、当該担当地域内に居住する利用者に対し、可

能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な指定介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画・支援計画表（ケアマネジメント結果等記録表）（以下「サービス計画」と言います。）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者及び関係機関等との連携調整その他の便宜を図ります。

2 運営方針

- (1) センターは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (2) センターは、介護予防支援等の提供に当たって、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- (3) センターは、事業の運営に当たって、江東区、地域の保健・医療・福祉サービス及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との綿密な連携に努めます。

3 介護予防支援等の提供方法、内容

- (1) 利用者の相談は、センター内及び利用者の自宅、その他必要と認められる場所において行います。
- (2) センターは、サービス計画作成の担当者を決定し文書にてお知らせし、下記に定める各号を担当させます。
 - ① 介護予防支援等の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に介護予防支援等の主旨及び指定介護予防サービス等の提供方法等を理解しやすいように説明します。
 - ② サービス計画の作成に当たっては、適切にサービスが選択できるよう、地域における複数の指定介護予防サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を利用者及びその家族にお知らせします。利用者はその他複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。併せて、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業所等の選定理由を求める事ができます。
 - ③ サービス計画の作成に当たり、利用者及びその家族の意向を踏まえ、利用者が自立した日常生活ができるよう支援すべき課題を把握するため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接します。
 - ④ 利用者の希望及び把握した課題を踏まえ、利用者が目標とする生活、(専門的な観点からの目標と具体策)利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、(その目標を達成するための支援の留意点)利用者及びセンター等が目標を達成するた

めの支援内容並びにその期間等を記載したサービス計画の原案を作成します。

- ⑤ サービス計画原案を作成後、利用者の情報を各介護予防サービス担当者等で共有するとともに、利用者の抱える課題、目標、支援方針について、利用者や家族、主治医、サービス提供担当者等関係者からなるサービス担当者会議を開催し、専門的な見地から意見を求め協議します。
- ⑥ 利用者に対し、前号のサービス計画原案の内容について説明し、利用者から文書または電磁的記録による対応により同意を得ます。この同意を得て、確定されたサービス計画書の写しを利用者及び各サービス担当者等へ交付します。
- ⑦ サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連携調整、その他の便宜を提供します。
なお、利用者がサービス変更を希望した場合、又はセンターがサービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者とセンター双方の合意をもってサービス計画を変更します。
- ⑧ 前号の実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防事業者との連絡を継続的に行います。特段の事情がない限り、サービスの提供が開始される月（サービス計画が変更された場合を含む 以下同じ）及びサービスの提供が開始される月の翌月から起算して3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し利用者に面接します。また、該当しない月においても介護予防サービス等への訪問や利用者への電話等によりサービス計画の実施状況等について確認します。
- ⑨ サービス計画に位置付けられたサービスの期間終了月には、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接してサービス計画の目標達成状況等について評価を行います。
- ⑩ センターは、サービス計画作成後、その提供された内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会又は江東区に提出します。
- ⑪ センターは、介護予防支援等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- ⑫ 病院又は診療所に入院した際に、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝える必要が生じた場合には、速やかにこれを実施する等、医療と介護の連携強化を図ります。
- ⑬ センターは担当職員が主催する会議（サービス担当者会議等）や、医療・介護の関係者のみで実施する会議等について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用して実施することができます。
- ⑭ サービス計画や重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等については署名・押印によらず、また書面に変えて電磁的記録による対応を行うことができます。
- ⑮ 当該重要事項を記載したファイル等は介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該センター内に備え付けます。
- ⑯ 介護サービス事業者等の諸記録及び、介護サービス事業者等への諸記録の交付等

については適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応により行うことができます。

- ⑰ 電磁的記録の内容については運営規程に明示し介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該センター内に備え付けます。

4 サービス計画の作成等の委託について

センターは、サービス計画の作成事務、利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業所に委託することがあります。この場合は、委託先の事業者名及び担当者の氏名を文書にてお知らせします。

なお、委託する場合においても、センターで実施状況及びサービス計画の確認を行うため、介護予防支援等の実施概要に変わりはありません。

5 利用料金

(1) 利用料

介護予防支援等の利用料は、介護予防支援等の提供開始以降1ヶ月当たり、

- ◇ 基本単価・・・5038円
- ◇ 初回加算・・・3420円
- ◇ 委託連携加算・3420円

- ※ 介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、サービス計画費が直接センターに支払われない場合があります。その場合は、金額の全額をお支払いいただければ、サービス提供証明書を発行いたします。後日、この証明書を江東区介護保険課の窓口に提出しますと、差額等の払戻しを受けることができます。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

7 身体拘束等の禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

8 ハラスメント

事業者は、従業員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

9 介護予防支援等の契約の終了

- (1) 利用者は、センターに対して、文書又は口頭で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- (2) センターは、利用者又はその家族がセンター又は担当職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（カスタマーハラスメント等）を行いその状況の改善が見込めないときは、この契約を解除することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の要介護認定が、非該当（自立）又は要介護と認定されるなど介護予防支援等の対象者でなくなった場合
 - ② 利用者の住所地がセンターの担当区域外に変更になった場合
- (4) 利用者が死亡した場合

10 秘密の保持

- (1) 担当職員その他の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、センターは、担当職員その他の従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密が漏れないよう必要な措置を講じます。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) センターは、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス事業者等との連絡調整やサービス担当者会議等にて、利用者の個人情報を用いませぬ。

11 事故発生時の対応と賠償責任

- (1) センターは、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに江東区及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ

ます。又、この状況及び対処について記録します。

- (2) センターは、利用者に対する介護予防支援等の実施に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、センターの故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

1 2 身分証携行義務

担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

1 3 介護予防支援等に関する苦情対応

センターは、利用者からの介護予防支援等に関する苦情に迅速かつ適切に対応します。又、東京都国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行います。

① センター苦情相談担当

亀戸東長寿サポートセンター 管理者 藤田 亮輔

電話番号 03-5875-3451

② 江東区介護保険課在宅支援係介護サービス利用相談

電話番号 03-3647-4319

③ 東京都国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口

電話番号 03-6238-0177

1 4 第三者評価の実地状況の有無 無し

年 月 日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

地域包括支援センター

(担当長寿サポートセンター名)

亀戸東長寿サポートセンター

(事業所名)

独立行政法人地域医療機能推進機構

東京城東病院附属

亀戸東長寿サポートセンター

(所在地)

東京都江東区亀戸9-13-1

(代表者名)

院長 中馬 敦

印

(説明者氏名)

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印
家 族	住 所	
	氏 名	印 （続柄 ）